

令和 8 年 10 月 1 日からの酒々井町行政組織改編について

令和 9 年度から第 6 次酒々井町総合計画後期基本計画がスタートするにあたり、町が政策として掲げる施策を着実に遂行できる組織体制とするため、10 月 1 日から行政組織を改編します。

(1) 町の政策実現に向けた意思決定と執行を一本化

町長の公約である「成田空港「第 2 の開港プロジェクト」を活かした発展するまちづくり」に関連する業務の所管を明確化し、意思決定と執行の一体化を図るため、現行の「企画財政課」を「企画経営推進課」と「財政課」の 2 課に分け、未来に向けて政策を推進する部署と、資金や施設を適正に管理する部署の、それぞれの業務特性に応じた組織とします。企画経営推進課は町長部局の筆頭課とし、現行の企画・地方創生推進室を企画政策班に改め、さらに情報発信を担う秘書広報室と情報推進班を同課に組み入れます。

(2) 税収確保を推進する部署と住民窓口サービスの充実を図る部署を明確化

「税務住民課」は「税務課」と「住民課」として 2 課に分け、課税・徴収・申告など税収確保を推進する部門と、住民窓口サービスの充実を図る部門を区分し、専門性の強化を図るとともに、現行の健康福祉課国保年金班を住民課に移動させ、現在、税務住民課住民税班で担当している国民健康保険税の賦課徴収に関する業務を住民課に集約することで、町民の方に分かりやすい組織となるよう担当窓口の一本化を図ります。

(3) 子育て支援と町民の健康事業を推進

「こども課」は「こども未来健康課」として、教育委員会部局から町長部局の管理に移動させるとともに、「健康福祉課」を「福祉課」に改め、健康福祉課保健センターが所管していた保健衛生、健康づくりに関する業務を「こども未来健康課」

に移動させることで、国の機関である「こども家庭庁」の制度構成に準じた組織編成とし、法令等に基づく行政事務の適正な執行と、外部との協議・調整業務の効率向上を図ります。

（４）農政振興事業と商工業事業の再編成

「経済環境課」については、「農政振興課」と「環境商工課」の２課に分け、農政振興課については、既存の農業委員会事務局への事務委任及び補助執行により関連業務を集約することで取扱事務と体制の効率化を図りつつ、町の極めて重要な産業である農業のさらなる振興と地域活力の向上を推進する組織として新設をします。環境商工課には、既存の環境対策室と新設の商工観光班を置き、商工観光班では、中小企業をはじめとする商工業団体の振興育成とともに、町の魅力をＰＲし、ひいては移住定住にも結び付けていけるよう、観光振興の充実を図ります。

（５）文化観光課の廃止

「文化観光課」については、当初の目的であった文化資産の観光資源化が困難な状況となっている現状に鑑み、課を廃止することとし、同課の所掌事務であった観光振興については環境商工課商工観光班に、歴史文化資産の保存活用については生涯学習課文化財班に、それぞれ事務を移管します。

（６）教育総務室の新設

現行のこども課庶務班は、教育委員会事務局付きの「教育総務室」として独立させ、学校施設の維持管理と併せ、教育委員会全般のとりまとめ調整を担う新たな室として創設します。なお、学校施設を含む町有施設の大規模改修や統廃合などの大規模プロジェクトについては、公共施設等総合管理計画に基づき財政課施設総合管理室の一元管理の下で進めます。

このほか、昨今急増する外国人居住者への対応として、国際交流、多文化共生に

関する業務を、現在自治会や住民活動を所管する、くらし安全協働課活動推進班の分掌事務として新たに組み入れ、相談窓口の明確化を図ります。また、副町長をトップとする各課横断的な組織として「しすいの未来創造プロジェクトチーム」を立ち上げ、積極的な企業誘致と職住近接の住環境整備による定住促進の拡大を目指します。